

令和2年3月26日

福島市議会議長 梅津政則 様

議会改革検討会 座長 尾形 武

議会基本条例施行状況の適切な評価項目の設定と評価方法について

(一部答申)

当検討会では、令和元年12月17日付けで議長より諮問された議会基本条例施行状況の適切な評価項目の設定と、評価方法の一部について、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

なお、今回の答申以外となる議会基本条例施行状況の評価方法については、引き続き検討いたします。

記

- 1 評価項目の設定に関して、「情報公開条例に基づく議会情報の公開」、「請願及び陳情の提出者からの意見の聴取」、「パブリックコメントの実施」、「本会議、委員会での反問、反論」の4つの評価項目について、実施主体が議会ではない項目や達成の検証に適さない項目として評価対象から除外することとする。
- 2 議会基本条例の施行状況を確認する期間については、議会の会期との整合性を図るため8月から翌年7月とし、議会基本条例施行状況管理要綱を次のとおり一部改正する。

新（改正後）	旧（改正前）
(施行状況の管理) 第2条 議長は、 <u>毎年9月</u> に議会基本条例の施行状況を管理するため、具体的な確認事項を提示し、議会改革検討会に、議会基本条例の施行状況の確認について諮問する。	(施行状況の管理) 第2条 議長は、 <u>毎年4月</u> に議会基本条例の施行状況を管理するため、具体的な確認事項を提示し、議会改革検討会に、議会基本条例の施行状況の確認について諮問する。